

マスター審判員制度について

定年 65 歳か各都道府県連等の定年のどちらか高いほうを超えた審判員については、その更新時に以下の資格を選択することができる。

①永年マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※永年マスター審判員は有効期限がなく、更新の義務はない。

(更新講習会への参加は不要)

※永年マスターへの更新は 10,000 円とする。地区で全国永年マスター更新をしたら 5,000 円をその地区へ還元する。

※いずれの大会においても審判員はできない。

※永年マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

②マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※有効期限は 3 年間とする。

※該当の更新講習会に参加し、更新を行う。

※マスターへの更新料は受講料を含めて 15,000 円とする。地区で全国マスター更新をしたら、5,000 円をその地区へ還元する。

※主催者が認めた場合、審判を務めることができる。

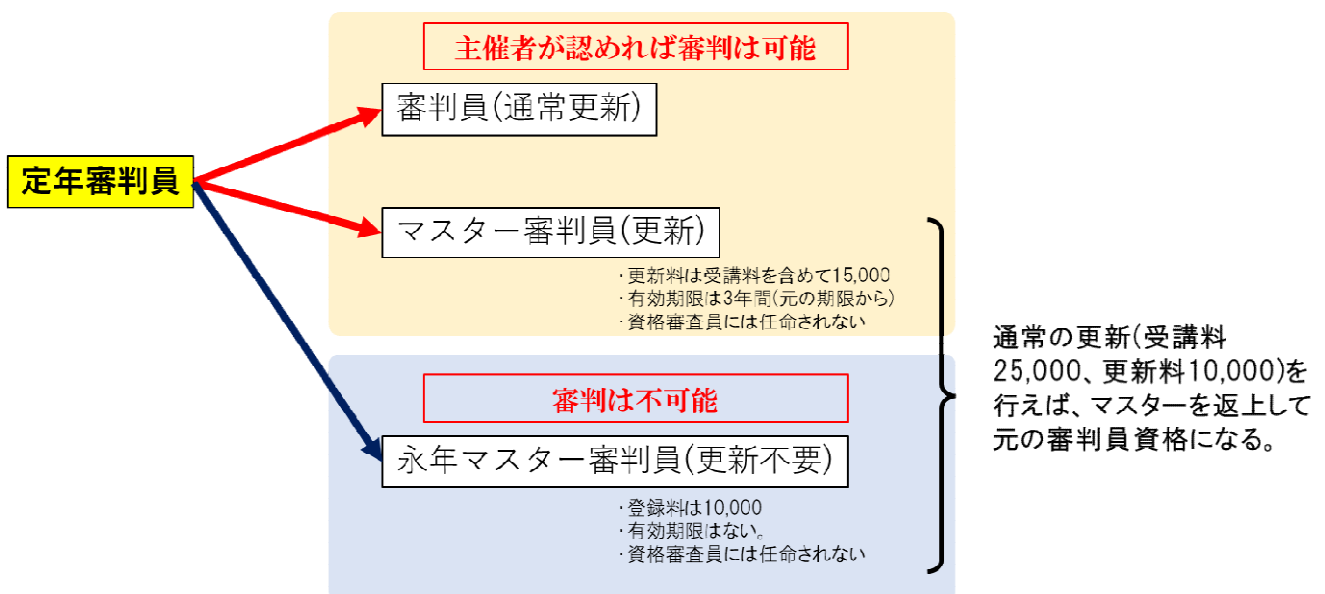
※マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

③従来通りの、全国(または地区)組手(または形)審判員

★通常の更新を行えば、元の審判員資格となる。

★マスター審判員の更新切れは該当の永年マスター審判員に移行する。

★都道府県審判はマスターの対象外。



●公認審判員規程

現行	改定案	備考
<p style="text-align: center;">第3章 雑 則</p> <p>(なし)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 雑 則</p> <p><u>(永年マスター審判員)</u></p> <p><u>第33条 第15条及び第30条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の各号の資格(以下、「各種永年マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。</u></p> <p><u>(1) 永年マスター全国組手審判員</u></p> <p><u>(2) 永年マスター全国形審判員</u></p> <p><u>(3) 永年マスター地区組手審判員</u></p> <p><u>(4) 永年マスター地区形審判員</u></p> <p><u>2. 各種永年マスター審判員資格の登録料等は別に定める。</u></p> <p><u>3. 各種永年マスター審判員資格の有効期限は存在しない。</u></p> <p><u>4. 各種永年マスター審判員資格保持者は、第15条第2項及び第30条第2項の対象とはならず、全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区都市連盟を含む。)の主催する競技会において、審判員を委嘱することはできない。</u></p>	

(マスター審判員)

第34条 第15条及び第30条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の各号の資格(以下、「各種マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。

(1) マスター全国組手審判員

(2) マスター全国形審判員

(3) マスター地区組手審判員

(4) マスター地区形審判員

2. 各種マスター審判員資格の登録料等は別に定める。

3. 各種マスター審判員資格の更新については第4条または第19条に従うものとし、その有効期限は3年間とする。

4. 各種マスター審判員資格の有効期限内に更新を行わなかった場合は、第5条、第5条の2、第20条、第20条の2を準用する。ただし、資格の格下げは行わず、該当する各種永年マスター審判員資格に移行するものとする。

(マスター審判員資格等の破棄等)

第35条 各種永年マスター審判員資格及び各種マスター審判員資格は、第4条または第19条に規定する更新を行うことで、これを破棄し定年時の審判員資格を得ることができる。この場合、有効期限は第3条または第18条に従う。

	<p><u>2. 前項において、各種永年マスター審判員資格保持者は、定年時の審判員資格ではなく各種マスター審判員資格を得ることができる。</u></p>	
--	--	--

●資格審査規程

現行	改定案	備考
<p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>（注）当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>（注1）当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p> <p><u>（注2）各種永年マスター審判員資格、各種マスター審判員資格保持者はこの別表の資格から除外する。</u></p>	<p>・各種永年マスター、各種マスター審判員は資格審査員に任命しない。</p>